

令和 7 年 3 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和7年3月27日（木）午後1時30分から午後5時00分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
	19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
	21 番	塩原 至	22 番	古畑 英俊
	23 番	二村 喜子	25 番	山田 久子
	26 番	村山さえ子		

(2) 推進委員 13人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推5 番	百瀬 文仁
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推15 番	平林 章司
	推16 番	丸山 貴久	推17 番	太田 稔
	推18 番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	24 番	上條信太郎		
(2) 推進委員 5人	推4 番	古家 豊和	推6 番	赤羽 武史
	推7 番	上杉 壽和	推13 番	清水 麻未
	推14 番	原口 知明		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第321号～第330号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
……………（議案第331号～第335号）
- ウ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件
……………（議案第336号）

- エ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第337号～第346号）
- オ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第347号～第350号）
- カ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第351号～第356号）
- キ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件
……（議案第357号、第358号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- キ 令和6年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和7年度最適化活動の目標の設定等……………（議案第359号）

(2) 報告事項

- ア 令和7年度松本市産業振興部（農政関係）予算について
- イ 農地転用等に係る地域計画の変更手続きについて
- ウ 行政改革に伴う農業委員会事務局移管業務について
- エ 松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の活動実績について
- オ 令和6年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- カ 令和6年度家族経営協定締結状況について
- キ 令和6年度第4回青年等就農計画の審査結果について
- ク 令和7年度松本市農業委員会関係予算について
- ケ 令和6年度農業者年金加入推進結果について
- コ 農業施策に関する意見書作成の中間報告について
- サ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	事 務 員	丸山 裕子
		//	事 務 員	西森 朋恵
	農 政 課		課 長	丸山 行康
		//	課長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	上條 信之
		//	主 任	望月 敬弥

//	主 任	小原 悟
//	主 事	倉科 愛加
//	主 事	藤井 陸璃
耕 地 課	課 長	清沢 正典

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 18番 齋藤 勝幸 委員

19番 奥原 邦義 委員

〔書記〕上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長 それでは、議事に入ります。

本日は、農政課長さんと耕地課長さんにお越しいただいておりますので、次第の順番を変更して、まずその他農業委員会業務に関する事項の報告事項ア、令和7年度松本市産業振興部（農政関係）予算について及び報告事項ク、令和7年度松本市農業委員会関係予算についてから進めてまいります。

資料の22ページをお開きください。

それでは、農政課、耕地課、事務局の順に新年度予算の特色や主な内容についてをご説明をしていただきます。

丸山課長。

丸山（農政課）課長 農政課の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

着席のまま説明させていただいてまいりますので、よろしくお願いいたします。

22ページの資料ですけれども、まず1番に令和7年度の当初予算額ということで記載ございますけれども、こちら、一般会計ということで、全体の予算になりますが、市で1,103億6,000万円ということ、このうちの3.1%が農林水産業費34億1,165万円ということでございますが、その主な内容ということで、大きな2番の中にございます。

網かけになっているところの1に農業費とございますけれども、その中の（2）農業総務費でございますけれども、その中で、2つ目の白丸、農業振興関連施設管理費でございます。

まず、アの風穴の里太鼓橋手すり修繕ですけれども、これ、安曇の風穴の里で駐車場や売店等から、風穴のほうに向かって行く太鼓橋が今、手すりがちょっとぐらついて危険な状態になっているということで、修繕を行うというものでございます。

また、イの今井恵みの里施設改修工事実施設計委託料ということでございます。これも新しいものですが、開設から15年たちます今井恵みの里で今、改修工事を行っております。今回、高温対策、非常に店の中も暑くなってしまうということで、その対策を行うための工事を予定しております、その実施設計ということで計画をしております。

また、7年度中にできれば工事に着手したいということで、7から8年度に工事を行ってまいりたいと考えております。

また、6年度については、補正予算で舗装の工事、改修を実施しております。

その下の白丸、農畜産物販売促進事業ですが、特にウの農畜産物プロモーションというものが新規で計上しているものでございます。内容としましては、長野市と連携をして、長野市長さんと松本市長、両市長で農畜産物のPRを大都市圏で行ってくるというもので、これは県の補正予算で実施をしております東京池袋でイベントを行っているというもので、継続して行ってまいります。

それから、この中で記載ないんですけれども、補助金の関係で、今まで商品開発等の補助金というのがあったんですけれども、そちらにつきましては、商工課のほうで製造業の補助金、同種のものでございますので、そちらのほうに整理をさせていただいたというものでございます。

続いて、3つ下になりますかね、山田地区クラインガルテン整備事業費、これが大きいものでございますので、ちょっと説明させていただきますが、これ、エコトピア山田、ごみの埋立場ですけれども、そちらの再整備に伴う地域づくりの一環ということで、島内の山田地区の整備するクラインガルテンの事業費ということで、来年度の予定としては、記載の工事であったり設計等を予定しております。令和9年に供用開始予定となっております。

その次、農業の課題解決プラットフォーム運営事業費でございますが、これは農業委員会の皆様からご提言をいただきまして、令和5年度に開始した事業でございますが、ただ、昨日、この活動実績の報告、市長のほうにさせていただきまして、本日、市民タイムスにも記事が載っておりますので、ご覧いただいた方も多いかと思いますが、柳澤委員に座長をお願いし、本日ご出席をいただいております梶原様、横山様にご報告いただいたという中身でございますが、またこの後のほうで報告ございますので、詳細はそちらでお聞きいただければと思いますが、来年度も引き続き行ってまいります。

その下の白丸、集落営農活性化プロジェクト促進事業費ですが、これは記載のとおりですけれども、株式会社ふるさと奈川から農業部門を引き継ぎましたNPO法人あぐり奈川への国の補助を市を通して行っているものでございます。

23ページに参りまして、一番上の(3)農業構造改善事業費、1つ目の白丸のスマート農業推進事業費のア、スマート農業推進事業補助金は、これは令和4年度から実施している事業で、継続なんですけれども、1点変

更がございます。これまで補助率が2分の1、補助額の上限200万円だったんですが、個人に関してはそのままなんですけれども、法人あるいは3戸以上の皆さんでつくれる団体の場合は、上限を500万円までに引き上げた。これ、スマート農業機械、相当高いものが今、増えておりまして、トラクター等1,000万円以上のもの等ある中で、そういったところに対する補助を厚くしていこうということでございます。

それから、1つ飛んで、新規就農者育成事業費でございますが、この中のイ、梓川果樹産地新規就農者支援事業は、梓川で果樹の新規就農したいという方で研修を行う方、50歳以上の方なんです。その方々への機械とか施設、研修費の補助を行うもので、JAあづみさんと松本市で費用を半分ずつ負担をして行っていくもので、令和6年度補正予算で始まっているものです。ですので、7年度は2年目ということでございますが、予算としてここに載るのは初めてということになります。

こちらは、ハイランドさんについては、既に同様の趣旨の事業、若干要件は違いますが、以前からあるということで、あづみさんで今回初めて行われるということです。

それから、その次のウ、エであります。新規就農者住宅支援事業で、家賃とリフォームということであります。先ほどのJAあづみさんやJAハイランドさんの研修生や認定新規就農者の方が住宅を見つけて借りられる場合であったり、買ってリフォームされるといったような場合に支援をする、そういったもので、これは新規のものになります。

それから、1つ飛びまして、農用地高度利用流動化事業費でございますが、こちらは、先ほど会長さんのご挨拶の中でもございましたけれども、農政課から農業委員会事務局に事務が移管されるもので、農地の貸借に関するそういった業務になりますけれども、後ほどこれも詳細、報告があるということです。そちらでご確認をいただければと思います。

それから、その中のウの地域計画推進事業、こちら先ほど会長さんのご挨拶の中でもいただきましたけれども、今年度策定している地域計画の目標地図につきて、今、令和3年度の意向調査の結果を反映したものになっておりますけれども、改めて令和7年度に全筆の意向調査を行っていく、そういった費用を計上しております。

それから、下のほうに参りまして、大きな2番の農業改良費、(1)の普通作費の中の2つ目の白丸、経営支援対策費のウの農作物食害防止事業補助金は、農作物の鳥獣の被害から守るための事業で、2戸以上の農家さんでまとめて物理柵、電気柵等を設置する場合のその資材購入費の半分以上を補助するものなんですけれども、昨年9月に要件を変えまして、一部については1戸でもできるようになっております。それが新聞等で報道された後、今までが多分あまり知られてなかったというところがあったと思うんですけれども、かなり申込みあって、今、かなりやっていただけるようになったということでお知らせしたいと思っております。

その下の支障木伐採・撤去につきては、地域で設置してきました獣害防護柵について、松枯れ等の倒木で破損しているところの支障木を伐採・

撤去するための費用、委託をさせていただいてやっていくものでございますが、こちら、継続ですが、単価につきまして、来年度1.5倍に増やさせていただきますので、多少費用負担の面でご支援できるのかなというふうに考えております。

次のページに参りまして、(2)の園芸費でございますが、2つ目の白丸で、野菜・果樹・花き振興費の中のアの環境負荷低減・土づくり推進事業は、新規の事業で、7年度、8年度を予定しております。内容は、認定農業者、それから認定新規就農者、農地所有適格法人を対象に、有機質肥料、堆肥であったり、緑肥種子、土壌診断等の経費の3分の2、上限5万円を補助するというものです。今、5万円と申しましたけれども、みどり認定を取得されている方については、10万円の上限ということで、現状、松本市内だと今、みどり認定は2名の方のみということですが、今後、ぜひ取得していただくような形でお願いをしたいと思います。

それから、その次、(3)の畜産業費に参ります。

3つ目の白丸で、四賀有機センター施設廃止事業ということで、大きな数字のものございますが、四賀有機センターにつきましては、今年度堆肥化できなかった畜ふんにつきましては、産業廃棄物として処分。出来上がった堆肥につきまして、全て販売もしくは無料配布等を行っておりまして、今年度末で有機センター廃止ということになっております。来年度は、その有機センターの解体を行っていくその費用を計上したものでございます。農政課関係の予算の説明は以上となります。

議 長 清沢課長。

清沢（耕地課）課長 耕地課、清沢です。よろしくお願いいたします。

24ページお願いいたします。

3の耕地事業費でございます。

まず最初、1つ目の白丸、多面的機能支払事業費でございますが、7年度は3億2,360万円と、今年度より653万円の増となります。

主な事業の内容でございますが、農地の機能維持のため、地域共同活動に対しまして補助するものでございますが、7年度から新規事業といたしまして、各組織高齢化が進み、交付金の申請書類の作成が非常に大変だといった声に対応するため、各組織において申請書類の作成を外部に委託した場合、委託費の一部を補助していくものでございます。

その下、2つ目の白丸、県営土地改良事業費でございますが、7年度3,134万円と、これも今年度より920万円の増としております。

事業の内容でございますが、記載のとおりでございますが、梓川右岸におけるかんがい排水事業、そちらが今村堰頭首工整備事業、中信平左岸、梓川地区となりますが、遠隔監視装置の事業をする予定でございます。

耕地課の説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、小笠原補佐。

小笠原局長補佐

事務局の小笠原です。

私からは農業委員会に係る来年度予算についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料の40ページ、令和7年度松本市農業委員会関係予算についてお願いします。

まず、(1)歳入ですが、歳入につきましては、それぞれ実績に基づく金額となっておりますので、歳出を中心にご説明いたします。

(2)歳出。

1つ目の白丸、人件費は2,685万円、前年度比43万円の減です。毎月支給している報酬は前年度同額ですが、国からの交付金で年度末に支給する活動実績報酬については、令和6年度、今年度の交付金の実績による見込みで計上しております。

次の白丸、農業委員活動費は259万円、前年度比145万円の減です。

内容については、1つ目の黒ポツ、報償費2万円、こちらは隔年開催となっております農業活性化シンポジウムは、7年度は開催がないということで、17万円の減額です。

2つ目の黒ポツ、費用弁償131万円、こちらは定例総会への出席や委員活動に伴う費用弁償に係る予算で、7年度は県外視察研修に係る予算が減額となっております、関連して、3つ目の黒ポツ、普通旅費、事務局の随員職員の普通旅費、それから一番下の黒ポツ、借上料、バスの借上料についても減額となっております。

4つ目の黒ポツ、消耗品費は、6年度の委員改選に伴う臨時分の経費が解消されまして、7年度は経常分として24万円となっております。

41ページへお願いします。

1つ目の白丸、農業者年金事務費は19万円、前年度比28万円の減です。こちらは令和6年9月30日付、農業者年金協議会の解散に伴いまして、負担金の24万円が不要となったものです。

2つ目の白丸、農業委員会事務局費は435万円、前年度比2万円の増で、2つ目の黒ポツ、定例総会の議事録を作成するための経費が増額となっております。

3つ目の白丸、農地銀行活動促進事業費は211万円、前年度比2万円の減です。こちらは、4つ目の黒ポツ、借上料のGIS機器のリースが令和6年度で契約終了となったことにより5万円の減、また5つ目の黒ポツ、地図データ更新の委託料は3万円の増となっております。

5つ目の白丸、農用地高度利用流動化事業費980万円は、また後ほど農政課から行政改革に伴う農業委員会事務局移管業務について説明がありますが、令和7年度農政課から農業委員会事務局へ移管される業務に伴う予算となっております。

農業委員会の説明は以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまお二人の課長と小笠原補佐から説明をいただきました。

これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。
どうぞ。

梶原推進委員

四賀の有機センターが廃止されるということですが、新しくそういった似たような施設というのはどこかでできる予定があるのかどうかと、もしないようでしたら、せっかくの、これ、有機質肥料の購入支援まで市でやってくださるという話でしたので、ぜひともそういうまた有機質堆肥を作る場所を設けていただきたいと思います。

丸山（農政課）課長 ご質問ありがとうございます。

まず、新しくそういうことをする計画があるかということに関して申し上げますと、現在そういう計画はございません。

というのは、四賀有機センターというのは、四賀で発生する畜ふんを受け入れる施設ということで、地元ともそういう協定を結んでの中でやってきたものということで、廃止するに当たりましては、今、搬入をされている業者さんが困らないように、代替りのものが何かできてからというようなことでやらせていただいたものになります。

実際搬入されたのは、最終的には〇〇さんだけだったんですけれども、〇〇さんで自社の設備、施設ができたということで、廃止ということになっておりますので、そういった新しいものを市のほうでやるという予定はないということでございます。

以上でございます。

議 長

仕方がないということですか。

民間でやるか、個人でやるかって、それぞれ収益性もあるんだろうし、それが今、課長からお話がありました。

ほかに。

小笠原さん。

小笠原推進委員

小笠原と申します。

山田地区のクライנגルテンの整備事業費、大分盛ってありますけれども、昨年度そういうお話をいただきましたが、これ、今まで奈川と四賀とあると思うんですけれども、ほかに地区でやるという計画自体はないでしょうか。

議 長

丸山課長。

丸山（農政課）課長 ありがとうございます。

現時点でほかの地区での計画というのはございません。山田地区のクライ

ンガルテンを整備するというので、今後については特段考えてないと。

小笠原推進委員 分かりました。

議 長 ほかに。よろしいですかね。
久保委員。

久保農業委員 先ほどの梶山さんの質問と丸山課長からの回答で、1つちょっと確認しておきたいのは、縁があって、私、この会長をやっています、有機どうのこのというやつで。それで、多分この3月末で終わった後に、3億幾らで全部直して、原状復帰という前提ですから、農地絡んできますから、どうなるかということを見極めた段階で、この協議会は解散するということをして昨年、長谷川部長もいらっしゃったかな。そういうことで話はついていまして、それはそれでいいと思うんですが、新しく今、やっている〇〇のその鶏ふんの処理に関して、悪臭の問題はさておいて、あれはあれで、売るか売らんかということは、もう向こうに一任しているわけですよ、〇〇に対して。その鶏ふん処理の問題。ということは、農政課までどこまでタッチしますか。

議 長 丸山課長。

丸山（農政課）課長 家畜排せつ物処理法の絡みで農政課としては関与いたしますので、ただ適切にそういった処理がされているかどうかという部分での関わり方になります。

ただ、先ほどの苦情というのも実際にございますので、そこは環境部門、松本市は環境保全課というところですけども、そちらと連携しながら、今、取り組んでいるところでございます。

議 長 ほかにありますかね。
本当にいろいろこの場でまたいろいろ出すのもまたあれだと思いますので、草田係長、一遍予算の前にちょっと精査しながら、意見聞くような機会をそれぞれ、財布は限られた中ですが、それぞれの中で何か希望があったらというような機会もまた、我々委員会としてまた、柳澤さんの振興委員会もそうなんですが、少しまた機会でまたご要望等もまた出せればと思いますので、むげにしないでください。

久保農業委員 すみません、思い出して1つだけ。1件、すみません。

議 長 はい。

久保農業委員 前回の松本市議会で、中島昌子議員からの質問に対して、イノシシだか鹿の屠殺した料金を8,000円から上げていただくという話で、実際上が

ったというように聞いておりますが、この管轄はどちらの管轄になりますか。

議 長 課長。

丸山（農政課）課長 鳥獣の捕獲に関しては、森林環境課の担当ということになりますので、ご承知おきください。

久保農業委員 はい、分かりました。

議 長 いろいろたくさんあると思いますが、そういうことで、営みはそういう委員会としても若干考えたいと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

また、当委員会といたしましても、予算の適正な執行に協力し、産業振興部と共に農業振興に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここでお二人は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第321号及び議案第328号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

なお、事前に送付した資料では議案を分けておりましたが、一括して審議いたしますので、別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

丸山事務員。

丸山事務員 農業委員会事務局の丸山です。

今月の新規就農者の説明をさせていただきます。

別紙資料の表紙の裏面をご覧ください。

今月は、個人の方12名と法人が3団体です。

1番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに中山地区、2筆、13.68アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は水稻と伺っております。出荷先は個人、販売量は約300キロを見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、中山地区で1年ほど水稻の栽培をされていたそうです。一般農家の方より知識を修得し、借り入れた農地へは約0.2キロ、自動車で1分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は3ページ、35番に該当いたします。署名は中山地区、松田農業委員及び百瀬推進委員にいただいております。

2番、〇〇様、住所地は神林地区、農地所在地は笹賀地区、1筆、5.14アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培

予定はリンゴと伺っております。出荷先はＪＡ、販売量は約３６トン、販売額は約５００万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業法人より技術と知識を習得し、借り入れた農地へは約５キロ、自動車ですら約１０分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案３ページ、５６番に該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員及び神林地区、塩原農業委員にいただいております。

３番、〇〇様、住所地は山梨県甲府市、農地所在地は今井地区、３筆、１０アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農、栽培予定はブドウと伺っております。出荷先はワイナリーで、販売量は約２トン、販売額は約５０万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、山梨県で３年ほど、岡山県で２年ほど醸造用ブドウの栽培をされていたそうです。農業法人より技術と知識を習得し、借り入れた農地へは約９０キロ、自動車ですら７５分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は４ページ、６８番に該当いたします。署名は今井地区、田中会長及び横山推進委員にいただいております。

４番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに内田地区、３筆、１０．０３アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人とご家族の２名と伺っております。議案は４ページ、７３番及び１０ページ、１番に該当いたします。署名は内田地区、丸山農業委員にいただいております。

５番、〇〇様、住所地は安曇野市、農地所在地は本郷地区、２筆、１８．９８アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は水稲、農業従事者はご本人お一人と伺っております。議案４ページ、７４番に該当いたします。署名は本郷地区、柳澤農業委員にいただいております。

６番、〇〇様、住所地は安曇野市、農地所在地は梓川地区、１筆、２０．７９アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はリンゴと伺っております。出荷先はＪＡ、販売量は約２トン、販売額は約４０万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、安曇野市で５年ほどリンゴの栽培をされていたそうです。一般農家から技術と知識を習得し、借り入れた農地へは約１０キロ、自動車ですら２０分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案７ページ、１３４番に該当いたします。署名は梓川、倉科農業委員にいただいております。

７番、〇〇様、住所地は安曇野市、農地所在地は梓川地区、６筆、１４５．２２アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はリンゴと伺っております。出荷先はＪＡ及び直売所、販売額は約４５０万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、安曇野市で３年ほどリンゴ、梨の栽培をされていたそうです。借り入れた農地へは約１キロ、自動車ですら１分ほどかかります。長野県認定里親の下で技術を習得され、今後は経営規模の拡大を希望されています。議案８ページ、１３７番から１４２番に該当いたします。署名は梓

川地区、倉科農業委員にいただいております。

8番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに梓川地区、6筆、103.97アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はリンゴと伺っております。出荷先、JA、販売量は約12トン、販売額は約400万円を見込んでいらっしゃるそうです。農業従事者はご本人とご家族の2名、農業経験としては、梓川地区で2年ほどリンゴの栽培をされていたそうです。借り入れた農地へは約0.2キロ、自動車ですら5分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案8ページ、151番、10ページ、8番及び42ページ、180番に該当いたします。署名は梓川地区、倉科農業委員及び平林推進委員にいただいております。

9番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに梓川地区、4筆、93.65アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は水稲と伺っております。出荷先はJA、販売量は約3トン、販売額は約90万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経営としては、梓川地区で3年ほど水稲栽培をされていたそうです。借り入れた農地へは0.4キロ、自動車ですら1分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案8ページ、161番に該当いたします。署名は梓川地区、倉科農業委員にいただいております。

10番、〇〇様、法人所在地、農地所在地ともに梓川地区、3筆、59.44アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はレタス、スイートコーン、水稲などと伺っております。販売品目は菜類と水稲、出荷先はJA、販売量は野菜類のほうは約10ト、お米は約1トン、販売額は野菜のほうは約100万円、お米のほうは約30万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族の2名、個人営農の方より知識・技術を習得し、今後は経営規模拡大を希望されています。議案11ページ、5番から7番に該当いたします。署名は梓川地区、倉科農業委員にいただいております。

11番、〇〇様、法人所在地は旧市地区、農地所在地は梓川地区、21筆、471.69アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は水稲と伺っております。出荷先はJA、販売量は約24トン、販売額は約700万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者は2名、農業経験としては、安曇野市で10年ほど水稲、タマネギ、苺の栽培をされていたそうです。一般農家より知識・技術を習得し、今後は経営規模の拡大を希望されています。議案11ページ、8番から19番に該当いたします。署名は旧市地区、百瀬農業委員及び梓川地区、倉科農業委員にいただいております。

12番、〇〇様、法人所在地は本郷地区、農地所在地は梓川地区、4筆、71.59アールを借入れ予定です。就農目的については、代表社員の方から今後出荷する予定だと伺っております。栽培予定はリンゴ、農業従事者はお一人と伺っております。議案11ページ、20番に該当いたします。署名は本郷地区柳澤農業委員及び梓川地区、倉科農業委員にいただいております。

13番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに梓川地区、4筆、65.89アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はリンゴと伺っております。出荷先はJA、販売量は約20トン、販売額は約200万円を見込んでいらっしゃいます。農地従事者はご本人お一人、借り入れた農地へは約4キロ、自動車ですら10分ほどかかります。長野県認定里親の下で技術を習得され、今後は経営規模の拡大を希望されています。議案31ページ、43番に該当いたします。署名は梓川地区、倉科農業委員及び丸山推進委員にいただいております。

14番、〇〇様、住所地は山形村、農地所在地は波田地区、1筆、10.01アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農、販売予定は長芋と伺っております。出荷先はJA及び個人、販売額は約4～500万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族の2名、農業経験としては、波田地区で10年ほど長芋の栽培をされていたそうです。一般農家より技術と知識を習得し、借り入れた農地へは約3キロ、自動車ですら10分ほどかかります。今後は現状維持を希望されています。議案32ページ、58番に該当いたします。署名は波田地区、塩原農業委員及び太田推進委員にいただいております。

15番、〇〇様ですが、資料では農業従事予定人数、就農目的、経営規模志向、農業経験、技術習得の部分が空欄となっております。これから古川様の説明させていただきますので、大変申し訳ございませんが、補記していただきますようお願い申し上げます。

住所地は山形村、農地所在地は和田地区、1筆、33.49アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はスイカと長芋と伺っております。出荷先はJA、販売量はスイカ約6,000玉、長芋約21トン、販売額はスイカ約1,000万円、長芋約300万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とアルバイトの方の2名で、農業経験として、山形村で13年ほどスイカと長芋の栽培をされていたそうです。一般農家の方より技術と知識を習得し、借り入れた農地へは約3キロ、自動車ですら10分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案39ページ、87番に該当いたします。署名は和田地区、塩原農業委員及び中野推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、地元の委員の方のご意見を伺いますが、今、丸山さんが説明されたこと、重複ないように、熱意、誠意、その辺の感触を主にお願いしたいと思います。

それでは、1番、松田委員、お願いします。

松田農業委員

〇〇さんは、地元の農家のご出身で、現在、ゲストハウスを経営されているということで、そのすぐそばの田んぼを去年から実際にはお借りして、既に農業機械も手にして耕作しています。規模拡大の要望も非常にあると

いうことで、まだ若いですんで、中山としても期待をしたいと思います。
以上です。

議 長 それでは、2番、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 ○○さんは、この間研究会で表彰された○○さんのところで研修生として働いている方で、この借りる5. 14アールというのは、○○さんが自分で借りていたのを研修生に渡して、研修しながら実際に自分でやってみろということで、まだ非常に若くて、やる気がありますので、将来的にはお父さんも、現在学校の先生のようにすけれども、退職した後、一緒にやりたいという話で、非常に結構なことだと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
3番、横山委員。

横山推進委員 よろしくお願ひしたいと思います。
先日、○○さんに行き会ってまいりました。若いのももちろんですし、山梨でワイナリーの中で栽培経験もあるということで、大変いいかなと思っていますし、ちょうど今井の年配の方の農地なんですけれども、体調を崩されて、農業できなくなったところを、果樹園なんですけれども、そこを引き続きやる。もしくはちょっと手つかずになっていたリンゴのトレリスはあるんですけれども、まだ栽培されてなかったというちょうどいいような畑がございまして、そういう中で栽培をして、環境にもきれいになっていくということで、大変ありがたいことかなと思っています。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
4番、内田、丸山委員。

丸山農業委員 ○○さんですが、現在、会社勤めをされていて、対象の農地も、自宅から1、2分のところにある農地でした。伺ったときは去年の末だったと思いますけれども、秋起こしがされて、きれいにされていました。やる気もあるようですので、特に問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
5番、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 ○○さんは、ここのところ、農業従事者予定人数1人になっているんですけれども、実際には○○さんが代表者で、3名くらいのグループでやっているんですね。ご本人は○○で、ふだんは○○で仕事しているんですけれ

ども、〇〇が終わった夏とか、それからあと休日を使ってお米を作っております。ご本人は、実はこの本郷地区に来る前に塩尻のほうで何年か水稻の経験があるんですね。それで、たまたまお子さんが〇〇小学校に、松本市にありますね。そこに送り迎えする関係で、やっぱりこちらの本郷のほうに少し水田を探していたようで、2筆、昨年から実際には作っております。地主さんとは改めて契約を結んで、農業をするということになっております。ご本人はふだん本業を持ちながらお米作りをしているということで、去年1年間、私も見ていたんですけども、空いた時間を使って、かなりやっぱり精力的に仕事をしているんで、これからも続けていってもらえるんじゃないかというふうに思っております。

議 長

ありがとうございました。

それでは、6番から13番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

〇〇さんですけれども、既に安曇野市で5年間営農経験がありまして、今回営農規模拡大する中で、梓川でリンゴ園をお借りするということになりました。農機具なども用意されておりますので、担い手として期待できると考えております。

続いて、〇〇さんですけれども、こちらも安曇野市で就農して3年が経過している方です。今回梓川の農地を借りて、リンゴ、梨の栽培の拡大予定とのことです。営農実績ありますし、梓川で使用するための農機具も既に用意されているというお話でしたので、特段問題はないと思います。

続いて、〇〇さんですけれども、ご自身は〇〇の出身でしたが、今日もいらっしゃる二村喜子委員さんの旦那さんの下で2年間研修をされまして、今回自身の農業経営を始めることになったということでございます。住居も地元の上野に構えておりますし、農機具なども引き継がれておりまして、将来の担い手として期待したいと考えております。

続いて、〇〇さんですけれども、こちら、〇〇さんのおじに当たる方が地元で農業経営しておったんですけれども、徐々に経営を譲っていききたいということで、3年ほど営農技術を学ばれておりました。今回、おじが耕作していた農地を借り受けて営農を開始したいということであります。後継者として見込みもありますし、使用する農機具もおじから全て引き継いで使うということであります。地域の担い手として期待したいと思っております。

続いて、〇〇ですけれども、こちら、現在、農地利用最適化推進委員を務めておられます〇〇さんが法人化されるということです。今まではリンゴや苺栽培を手広く行われておりましたけれども、この法人につきましては、当面野菜類を中心に経営を始めたいということであります。地域の担い手として期待したいと思います。

続いて、〇〇さんですけれども、こちらも安曇野市で既に農地を取得されており、いわゆるひきこもりの方のケアの一環で農作業をするようにしていたということであります。今回、梓川在住の農業従事者を雇用したとい

う関係で、梓川の農地を利用権設定して、水稻栽培を引き継がれるといひますか、やうていくと。法人としてやうていくといふことになつたそうです。既に営農実績ありますし、機械もありますんで、特段問題はないかと思ひます。

續いて、〇〇ですけれども、こちら、塩尻市で白ネギの栽培を手広く手がけてゐる会社であります。今回、梓川で農地を借り受け、新たな品目としてリンゴ栽培を始めたいといふことであります。初めての品目でありますので、地主さんからしっかり技術を学びながら進めていくように、軌道に乗るまでしっかり頑張ってくださいといふことでお話をさせていただいております。

續いて、〇〇さんですけれども、こちら岡山県出身の方で、梓川の〇〇さんの下で2年間の里親研修を修了され、このたびご自身の農業経営を始めるといふものでございます。地元の〇〇地区に住居を構えとともに、農機具なども用意されておりまして、将来の担い手として大いに期待したいと考えております。

以上です。

議 長 14番、塩原委員。

塩原（至）農業委員 14番の〇〇さんですが、ばりばりの山形でスイカと長芋を作っておりまして、本当にハイランドでも有名な農家の方みたいで、間違いはないと思ひます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、15番、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 15番、〇〇さんですけれども、同じく山形村でばりばりの現役の専業農家という形で、年齢は〇〇歳だそうです。たまたま和田の地籍でスイカを栽培したいといふことで、新規就農といふことになってゐますけれども、山形村で13年の農業経験があるという形の方ですので、全く問題ないといふふうに思ひます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

５－（１）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第３２１号です。
合計のみ申し上げますので、３２ページをご覧ください。

それでは、申し上げます。

一般、筆数３６０筆、貸付け１８１人、借入れ１０９、
面積５９万７，３５３．５２平米。

経営移譲、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積５２１平米。

利用権の移転、筆数１３筆、貸付け８人、借入れ２人、
面積２万１，２９５平米。

所有権の移転、筆数６筆、貸付け２人、借入れ４人、面積１万１，５７６
平米。

第１８条２項６号関係、筆数３６筆、貸付け２０人、借入れ６人、
面積７万５６８平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数３２０筆、貸付け
１８２人、借入れ１人、面積４５万６，０９９．１９平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数３０３筆、貸付け
１人、借入れ５７人、面積４３万８，０３４．１９平米。

合計、筆数１，０３９筆、貸付け３９５人、借入れ１８０人、
面積１５９万５，４４６．９平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数４９３筆、面積
７６万８，２３０平米、認定農業者への集積率は６８．１５％です。

続きまして、議案第３２８号の説明に入ります。

３６ページをご覧ください。

倉科（農政課）主事　３６ページの上部になります。借受けが〇〇さんになっているものです。

議　　長　　　　　はい、分かりました。

倉科（農政課）主事　議案第３２８号、合計のみ申し上げます。

筆数６筆、貸付け１人、借入れ１人、面積６，１３５平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
１００％です。

議案第３２１号及び第３２８号は以上になります。

議　　長　　　　　ありがとうございます。

３２８号なんですけど、奥原委員が当該委員に関与しないという判断が後日
分かりましたので、一括して審議するという内容です。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等
ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議　　長　　　　　ご意見等ないので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決については、農業委員の方を対象に伺います。

議案第３２１号及び３２８号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第３２２号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法３１条の規定により、柳澤委員には退室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 退席)

議 長

農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３２２号です。

ページ戻りまして、３３ページ上部をご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数４筆、貸付け３人、借入れ２人、面積２，６２０平米。

上記利用権設定（一般分）のうち認定農業者への集積率はゼロ％です。

議案第３２２号は以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第３２２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

柳澤委員の入室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 入室)

議 長

続きまして、議案第３２３号 農用地利用集積計画の決定の件について上

程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、松尾委員には退室をお願いいたします。

(松尾農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第323号です。
合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積842平米。
上記利用権設定(一般分)のうち認定農業者への集積率はゼロ%です。
議案第323号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様で意見、質問ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第323号、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
松尾委員の入室をお願いいたします。

(松尾農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第324号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第324号です。
34ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数３筆、貸付け１人、借入れ１人、面積１，０３７平米。

上記利用権設定（一般分）のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第３２４号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第３２４号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

矢嶋委員の入室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議 長

続きまして、議案第３２５号 農用地利用集積計画の決定の件について上程しますが、本件も同様、河西委員には退室をお願いいたします。

(河西農業委員 退席)

議 長

農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３２５号です。

合計のみ申し上げます。

筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，６２１平米。

上記利用権設定（一般分）のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第３２５号は以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から意見、質問ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第３２５号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
河西委員の入室をお願いいたします。

(河西農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第３２６号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、古畑委員には退室をお願いいたします。

(古畑農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３２６号です。
３５ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，３５８平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
１００％です。
議案第３２６号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第３２６号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
古畑委員の入室をお願いいたします。

(古畑農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第３２７号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も同様、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３２７号です。
合計のみ申し上げます。
筆数６筆、貸付け１人、借入れ１人、面積３，６５４平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は１００％です。
議案第３２７号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第３２７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第３２９号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も同様、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３２９号です。

３６ページ、下の部分をご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，４１５平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第３２９号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約いたします。
議案第３２９号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議 長 続きまして、３３０号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いた
しますが、本件も同様、塩原至委員には退室をお願いいたします。

(塩原（至）農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３３０号です。

３７ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積３，５０３平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
１００％です。

議案第３３０号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないので、集約いたします。
議案第330号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
塩原至委員の入室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第331号及び議案第334号 農用地利用集積等促進
計画案について意見聴取する件について上程いたします。
なお、事前に送付した資料では議案を分けておりましたが、一括して審議
いたします。
それでは、農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、5-(1)-イ 農用地利用集積等促進計画案について意
見聴取する件、議案第331号です。
合計のみ申し上げますので、43ページをご覧ください。
合計、筆数265筆、貸付け157人、借入れ89人、
面積40万5,315.3平米。
続いて、議案第334号です。
44ページの3段目をご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数6筆、貸付け5人、借入れ1人、面積5,202平米。
議案第331号及び第334号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして皆様から質問、意見等ありましたら、お願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないので、ただいまから集約いたします。

議案第３３１号及び議案第３３４号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 続きまして、議案第３３２号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、古畑委員には退室をお願いいたします。

(古畑農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
 倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第３３２号です。
 合計のみ申し上げます。
 筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積５２９平米。
 議案第３３２号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
 議案第３３２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 古畑委員の入室をお願いいたします。

(古畑農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第３３３号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第333号です。
合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,068平米。
議案第333号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ただいまから集約いたします。
議案第333号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第335号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になり
ますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第335号です。
合計のみ申し上げます。
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,622平米。
議案第335号は以上になります。

議 長 説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお

願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約いたします。
議案第335号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第336号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促
進計画要請の件について上程します。
事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第336号について説明をいたします。
別冊資料46ページをご覧ください。
令和7年4月1日以降、公益財団法人長野県農業開発公社が実施している
農地売買等事業が農業経営基盤強化促進法などの法令改正により、農用地
利用集積等促進計画に基づき実施することとなります。公社の買入れもし
くは売渡しの引渡時期が令和7年度以降のものが対象となっております。
先月まで定例総会議案で農政課が上程しています農用地利用集積計画の決
定の件のうち所有権移転関係分と内容は同じものとなっております。
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定された農業委員会に
よる公社への要請に基づき、議案として上程されるものです。
要請議案決定後は、速やかに公社へ要請書を提出します。
一覧表の見方を説明します。
左側から所有権を移転する農地の表示となっております。その右に移って
いただくと所有者の住所、氏名、またその次が所有権移転を受ける人の住
所と名前、2つ欄を飛ばしまして、その引渡時期が記載されております。
一番右側が、最終的に今後公社から所有権移転を受ける人の住所と名前と
その引渡時期となっております。
以上、3件、3筆、3,051平米となりますが、今後議案がある場合に

は、件数、筆数、合計面積のみを説明させていただきます。
以上、ご審議をお願いします。

議 長 農業委員、推進委員に意見等があれば求めます。

[質問、意見なし]

議 長 無いようですので、ただいまから集約します。
議案第 336 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第 337 号から 346 号 農地法第 3 条の規定による許
可申請許可の件、10 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 総会資料の 1 ページご覧ください。
また、今日お渡ししている位置図資料も併せて見ていただければと思いま
すが、位置図資料の 7 ページ以降の写真と議案の番号が、違っていますの
で、ご承知おきください。大変申し訳ございませんでした。
それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第 337 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第 338 号、339 号は、農地保全のため、所有権を移転するもので
す。
議案第 340 号は、隣接自己農地と一体利用するため、所有権を移転する
ものです。
2 ページをお願いいたします。
議案第 341 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第 342 号、343 号は、隣接自己農地と一体利用するため、所有権
を移転するものです。
議案第 344 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第 345 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
3 ページをお願いします。
最後になります。議案第 346 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を
移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を 4 ページに記載しております。

以上１０件につきまして、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
３３７号、百瀬委員。

百瀬農業委員 ３３７号ですけれども、この譲受人は、お父さんがもう既にこの農地を耕作しておりまして、それで本人もお父さんを手伝うような形でやっていたということ経過があります。譲渡人のご主人が昨年亡くなりまして、そんなにたくさんの農地持っていないということで、申請地の売買の話がまとまりました。そこで譲受人が新規就農して農地を取得するということになりますので、特に問題ないかと思います。

議長 続きまして、３３８号、河西委員。

河西農業委員 地主の〇〇さんは相続で農地を取得しましたが、農業をやらないということで、現耕作者の〇〇さんがそこを取得するということです。以上の理由ですので、特段問題ないかと思います。

３３９号について、こちらも事情は似ていまして、地主が塩尻市に在住しているため、農業ができないので、現在耕作している〇〇さんが所有権を移転するものですので、こちらも問題ないかと思います。

議長 続きまして、３４０号、武井委員。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですけれども、農地を相続したのですけれども、遠隔地に住んでおるとのことと、また高齢で維持管理ができないということで、隣接で耕作している〇〇さんに売買で所有権を移転するものです。〇〇さんにつきましては、ご夫婦とも〇〇で、少し前に定年退職しておりまして、家業であるブドウ栽培を両親から引き継いで、今、一生懸命やっております。さらに規模拡大をするものでございますので、別段問題ないと思います。

議長 続きまして、３４１号、小林委員。

小林農業委員 地主の〇〇さんは高齢で農地を減らしたいということで、譲受人の〇〇さんは農業経営規模拡大したいということで売買する話が整ったものです。
特に問題ないと思います。

議長 続きまして、３４２号から３４５号、久保委員。

久保農業委員 ３４２号、３４３号は、〇〇が〇〇を作るということで、地権者からの売買の希望を受けまして申請されたものです。

特に問題ないと考えています。

次、３４４号、譲受人の自宅がある隣の農地を、今まで耕作しておりましたけれども、これからも引き続き家庭菜園をやるということで、これも問題ありません。

次、３４５号、譲受人が申請地に隣接する住宅に移住して、ここで家庭菜園等をしたいということで、新規就農という形となっています。譲渡人が市外におりまして、農地が荒れていましたの、今後、耕作していくことになりましたので、特に問題ありません。

以上です。

議 長 それでは次、３４６号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんの農地を〇〇へ売買により所有権移転を行うものです。場所は〇〇の〇〇の西南〇〇メートルほどの農用地にあります。〇〇さんは、今回の農地のすぐ隣接地でリンゴ栽培を行っているのですが、高齢のため、水田については、この周辺で水稻栽培を行っている〇〇さんに任せたいということですので、特段問題なく、許可適当と考えます。

以上です。

議 長 全体を通じまして推進委員も含めまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法３条の規定による案件、１０件について、一括して集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、議案第３３７号から３４６号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。

続きまして、議案第３４７号から３５０号 農地法第４条の規定による許可申請承認の件、４件について上程いたしますが、議案第３４７号に関連する議案第３５８号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、１件、議案第３４９号との同時申請である議案第３５５号 農地法第５条の規定による許可申請承認の件、１件についても併せて上程します。

事務局から一括説明を求めます。

西森事務員 議長。

議 長 西森事務員。

西森事務員

農業委員会事務局、西森です。

農地法4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、議案書の5ページ、議案第347号ですが、関連がありますので、議案第358号からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

申請者は、令和4年に建て売り住宅目的で許可を受け、計画どおりに造成工事をしたものの、その後の資材の高騰や建築に携わる人員の不足により事業に着手できずにいました。このたびほかの住宅メーカーを利用して建築を希望する方が現れたため、当時の計画に修正を加えて申請するものです。変更内容については、議案書に記載のとおりです。

議案第347号に戻ります。

5ページをお願いいたします。

変更内容にもある転用目的を特定建築条件付土地とするものです。

議案第348号、転用目的、農機具置場です。農振用途変更済みで、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第349号、転用目的、住宅です。農地法第5条の議案第355号に関連があるため、併せて第355号をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

転用目的は同じく住宅で、夫婦共有名義の住宅を建てるための転用ですが、土地の所有者が妻であるため、妻の申請は4条、夫の申請は5条の使用貸借権の設定として別々での申請となっております。

議案第350号に戻ります。

5ページをお願いいたします。

転用目的、車庫・農業用倉庫・通路です。農振除外済みで、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、地元委員の意見を求めます。

347号、358号も併せて、松尾委員。

松尾農業委員

計画変更ということで、当初、住宅を造るということだったのですが、結局、先ほどのように計画が至らなかったということで、新たに申請に至ると。位置図資料の写真を見ていただくとおり、整地されまして、排水関係もきれいに整っています。あとは建てる状況であるということで、それからほかの周りは住宅と、それから墓、それから事務所ということになっております。問題ないというふうに考えます。

以上です。

議 長 348号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 この件につきましては、娘さんの住宅を建てるということで事務局に相談をしたところ、残りの農地のところに農機具置場が無許可のうちに30年ほど前に設置してしまったということで、相当の期間を経過して、現在も必要な施設となっていますのでやむを得ないと考えます。
以上です。

議 長 次、349号、関係があります5条の355号も併せて横山委員。

横山推進委員 地主の〇〇さんですけれども、ご実家の裏側に夫と共有名義の住宅を建てたいということです。新たな新居を裏に構えて、実母の面倒を見たいというような思いであります。問題ないと思います。

議 長 続きまして、350号、倉科委員。

倉科農業委員 〇〇さん所有の農地2筆、119平米を農業用倉庫等として追認で転用申請を行いたいというものです。場所は〇〇の集落の〇〇のある交差点のすぐ西側になります。当該農地は、所有者の父が梓川村の時代に行われた道路改良に際してつけ替えが行われたという経過を持つ僅かな面積の三角形の土地であります。その後、昭和59年に現在の農業用倉庫が建築されておりましたが、農地法の手続が取られておらず、今回事実関係が判明したことを受け、違法状態を是正するものであります。位置図資料の写真ご覧になっていただくと分かるかと思いますが、道路と宅地に挟まれた農業利用は非常に困難な土地でありますので、本件における転用はやむを得ないものと考えています。
以上です。

議 長 次に、現地を確認した委員の意見を求めます。
347号、349号、350号を塩原俊昭委員、348号を松尾委員。

塩原（俊）農業委員 347号ですけれども、住宅地に隣接した農地ということで、宅地化しても周囲の農地に影響はないというふうに判断をしてきました。

次に349です。これについては、1辺が道路ということで、宅地に囲まれた長方形の農地でありまして、周りには全く影響がないというふうに見てきました。

それから、350号になりますが、これにつきましては、周りにもう既に建物がありまして、周囲の農地への影響は全くないというふうに見てきました。追認案件として、やむを得ないというふうに判断をしてきました。
以上です。

松尾農業委員 348号、30年前からの農機具置場を現役で使っていることを考えると、

申請地周辺にも農地はありませんので、やむを得ないかなと判断しました。
以上です。

議 長 全体を通じまして全ての委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、4件及び議案第355号、358号について、一括して集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、議案第347号から350号及び議案第355号及び358号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第351号から354号及び議案第356号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

西森事務員 議長。

議 長 西森事務員。

西森事務員 続きまして、農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第351号、転用目的、特定建築条件付土地です。

議案第352号、転用目的、農家分家住宅用地です。農振除外済み案件です。

議案第353号、転用目的、住宅敷地です。

議案第354号、転用目的、貸し駐車場です。農振除外済みで、やむを得ないものとして追認申請となっております。

こちらの議案に関して補足説明をさせていただきます。

今回の申請地は、貸し駐車場として違反転用されており、是正等農地への復旧を求めている場所です。今回の譲受人である〇〇が長く貸し駐車場として使用しており、相手方へ何度も是正について勧告を行っていたのですが、改善をされないままでした。農振除外を受け、白地第3種農地であるため、転用許可の可能性はあったため、正式に手続を取るよう求めていましたが、是正と同様、先延ばしにされていました。本来は農地復旧されたと認められてから転用申請に進むべきところではありますが、貸し駐車場として現在も借りている企業があること、ほかに代替地がないとして是正

が難しく、県との協議でも、致し方ないとして今回の追認申請と至りました。

次に、7ページに移ります。

議案第355号は、先ほどご説明したとおりです。

議案第356号、転用目的、特定建築条件付土地です。

こちらで議案で修正があります。譲渡人の欄ですが、1名の記載になっておりますが、正しくは2名いらっしゃいます。もう一人の方は、〇〇在住の〇〇さんです。大変申し訳ありませんが、補記をお願いいたします。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
351号、352号、松尾委員。

松尾農業委員 351号ですが、周辺農地に与える影響も少ないことから、やむを得ないと判断しました。352号につきましては、地主の〇〇子さん、この方が高齢でして、農業ができないということで、お孫さんの〇〇さんが手伝っていただけたということでありまして、農家分家としての申請となったものです。農業をやっていただけたということで、非常にうれしいかなというふうに思っています。周辺農地に与える影響も少ないことから、問題はないというふうに思っています。
以上です。

議長 続きまして、353号、354号、細江委員。

細江農業委員 353号ですけれども、父親の〇〇さんが息子さんに借地するということで、長男で農業もやっていくとのことですので、別に特段問題がないというふうに思います。
354号ですけれども、今、事務局からの説明を受けたわけですが、長年不法転用でずっとやって、注視してきましたけれども、地元の町会長さんとかにもお聞きして、もうずっと貸駐車場として使われてきていて、借りている企業さんも迷惑をかけられないことから、苦渋の決断ですが致し方ないかなという判断に至りました。
以上です。

議長 356号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇が専用住宅4軒の建設のため、〇〇さん及び〇〇さん所有の農地4筆を所有権移転により転用するものです。位置図資料の地図、写真を見ていただきますと、場所は〇〇集落の〇〇のすぐ南側になりまして、当該農地は北側と東南側にY字状の道路、それから西側が宅地に囲まれてお

りまして、非常に狭小で不整形な農地であります。農地としての利用度は低く、周辺の農業に与える影響はないことから、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 続きまして、現地確認した委員の意見を求めます。

351号、352号を塩原俊昭委員、353号、354号、356号を松尾委員。

塩原（俊）農業委員 351号ですが、場所が大系線の〇〇の〇〇へ1キロぐらい行ったところになります。この土地でありますけれども、圃場整備したところの農地でありまして、そこへ住宅を3棟建てる計画です。周りの農地への影響はないというふうに見てきました。

それから、352号ですけれども、これは西側が道路で、そのほか3方向は全て宅地に囲まれているような条件でありまして、周辺の農地に与える影響はないと見てきました。

以上です。

松尾農業委員 353号です。これにつきましては、もう周りが住宅、第2種農地ということで、お父さんの住宅が東側、西側に住宅があるというようなところで、別段問題ないというふうに思っております。次に354号ですが、道路、申請地、その奥に事務所がありまして、その事務所の前がもう全て駐車場になっていると。もう農地に復元することは事務所の経営からも非常に難しいと見てきました。長年の経緯はありますが、追認案件としてやらざるを得ないかなという部分があるということで報告いたします。

それから、356号、これにつきましては、先ほどのお話のとおり、〇〇が前にありまして、周り住宅、道路ということで、非常に農用地としては非常に厳しいかなという部分です。ここについては、住宅としてお建てになって、活用していただくほうがいいかなということに思っています。やむを得ないものとして見てきました。

以上です。

議長 全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法5条の規定による案件、5件について、一括して集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、議案351号から354号及び議案第356号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第357号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の件、1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 続きまして、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件についてご説明いたします。
議案書の8ページをお願いいたします。
議案第357号、販売区画の変更のため承認を受けたいものです。理由は議案書のとおりです。
以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。松尾委員。

松尾農業委員 これも3区画造ってありまして、1区画はもう住宅が建たっていると。あと2区画残っておるところですが、これを住宅ともう一つの住宅ということで、2区画という申請であります。ここはもう整地されまして、真ん中に区画はされているのですけれども、それを取り除いた形で1軒の住宅にするということだと思えます。ですから、これにつきましては何ら問題ないというふうに判断しました。

議長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。塩原委員。

塩原（俊）農業委員 今、松尾委員さんのほうからお話があったとおり、2区画を1区画にするということで、計画変更ですので、問題ないかというふうに思います。

議長 全体を通じまして全ての委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、議案第357号、1件について集約します。
農業委員に聞きますが、本件について原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからキについて一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからキまでについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料の 9 ページからご覧ください。

9 ページ、非農地証明の交付状況の件、3 件、10 ページから 13 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、34 件、14 ページから 15 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、20 件、16 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、3 件、17 ページから 18 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、7 件、19 ページ、農地法第 4 条の規定による農業用施設届出の件、2 件。

私からの報告は以上となり、報告事項キにつきましては西森から説明します。

西森事務員 続きまして、20 ページにあります令和 6 年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件について説明いたします。

今年度の違反転用への対応については、議案書に記載のとおり実施いたしました。

未解消及び新規案件について、各地区の農業委員、推進委員及び長野県の協力を得ながら、継続して是正指導等に努め、必要に応じ定例総会または各ブロックへの状況報告・支援等について協力を求めています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告についてすべての委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いします。

農地に関係する事項の議事が終了しましたので、15 時 35 分まで暫時休憩とします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。

その他農業委員会業務に関する事項ですが、進行の都合上、順番を変更し、まず報告事項のイ、農地転用等に係る地域計画の変更手続についてから進めてまいります。

農政課の説明をお願いいたします。

望月主任。

望月（農政課）主任 皆様、お疲れさまです。農政課の望月です。

私のほうから、地域計画に関わりまして、令和7年の4月以降、農地転用と、あと農振除外の申出があったときに、地域計画の変更の手続が必要となりますので、全体的な流れと、また詳細は後ほど説明するんですけども、変更に伴った農業委員の皆さんから意見聴取をする必要がありますので、その方法について説明させていただきます。

では、着座にて説明させていただきます。

資料の25ページをご覧ください。

地域計画の変更手続についてということで、趣旨は今説明させていただいたとおりなんですけれども、2番の計画の変更の手続のイメージについてということで、早速26ページをご覧くださいなんですけれども、そこに地域計画の変更手続と農振除外・農地転用許可の手続についてということで示させていただきました。

そこにあるんですけれども、この地域計画なんですけれども、目的の1つとして、松本地域の守るべき農地を明確にすることがありますので、これで農振除外とか農地転用によって農地ではないものにする場合に、まずこの守るべき農地のリストから外すという手続が必要になります。

それに伴いまして、計画の変更において、関係機関への意見聴取というものが必要になるので、それを農業委員の皆様をお願いをするというところになっております。

③にあるんですけれども、農地の中間管理機構や農地法第3条を活用した農地の権利移動に関しましては、農地のままということなので、特に事前に地域計画の変更する必要は出てこないものになっています。

下に行くんですけれども、まず地域計画の部分なんですけど、その真ん中くらいに行きまして、計画に変更に受付期間を含めておおむね1か月が必要というふうになっております。農政課の窓口で地域計画の変更の申出を受け付けた後に、今度関係機関への意見聴取ということで、農業委員会の皆さんでしたりとか、農業協同組合の皆さんとか、そういった関係機関へ意見聴取を行います。その後、計画変更案の公告縦覧を2週間行い、変更後の計画の公告ということで、こういった手続に1か月を要するというものになっております。

この変更の完了後に、農振除外の変更案の公告縦覧、農振の軽微変更の決定、公告、農地転用の申請が可能となります。

その下に行きまして、この農振除外、軽微変更なんですけれども、農振法に関しましては、手続は申出になりますので、農振の手続と並行して地域計画の変更手続が可能となります。農振除外や軽微変更は、おおむね6から7

か月とか、3から4か月かかりますので、その期間内に地域計画の変更手続を済ますことができるので、これまでとあんまり大きく変わるところはないというものになっております。

ただ、その下に行きまして、今度は農地転用、4条、5条の部分ですけども、こちらに関しましては、転用の申請を受け付ける前に地域計画の変更の手続を終わらせておく必要があります。これは基本的に1か月余分なステップが増えてしまうというような形になるというふうにイメージしていただければいいと思います。

これに関しまして、27ページを見ていただきたいんですけども、まず令和6年度中の話ですが、この3月31日に地域計画を公告するので、それまでの間に、4月に農地転用等の申請を予定している部分に関しましては、事前に相談を受け付けまして、地域計画からの除外をしているものでございます。

4月以降ですけども、ここから先、地域計画本格実施された後ということになりますので、まず4月7日から15日の間に、5月に農地転用を出す予定の農地につきまして、地域計画の変更の事前相談と変更の申出を受け付けます。見込みありだなということになりましたら、16日以降に地域計画の変更の手続を取りまして、5月の農地転用の申請の受け付けるときには、もう地域計画を変更済みというような形にしておく、そういった流れで進めていこうと考えています。

5月に行きますと、6月に農地転用の申請を予定している分の事前相談を受けて、地域計画を変更していく、そういった流れを続けていくことになるというふうにご理解いただければいいかと思います。

すみません、25ページに戻っていただきまして、今、地域計画の変更の大体の流れを説明させていただいたんですけども、今後、実際どういったところへ変更するのかと、変更の中で、どういったふうに意見聴取をするのかという部分を説明をさせていただくんですが、3番の変更する箇所ということで、以前に皆様に各地区の地域計画お配りをしたんですけども、その中に農業を担う者一覧というかなり分厚いリストがついていたかと思うんですけども、農地転用等を行って、農地以外にするという場合に、まずこのリストから除外をするというような手続を取ります。

逆に、今度、新規就農とかで、あとは農地を買ったとかで、この農業を担う者一覧のところに入ることになったら、このリストに新たに名前が入る、そのような形になります。

4番の地域計画変更に係る関係者への意見聴取についてということで、先ほど変更1か月要する中で、意見聴取をすると言ったんですけども、まず根拠法令ということで、そこに示したんですけども、変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区に意見を聞かなければならないというふうにされています。

実際の意見聴取をする相手方なんですけれども、農業委員会に関しましては、該当する地区の農業委員さん宛てに、この農地に関して除外をしたいと思いますということで、リスト等をお送りをして、意見聴取をしたい

と考えております。農業協同組合に関しましては、J AハイランドとJ Aあづみから選出された農業委員の方に資料をお送りして、意見聴取をしたいと考えております。

実際の方法ですけれども、書面決議とさせていただきますして、毎月農業委員会の議案を送ることになるかと思うんですけれども、そこに地域計画の変更案と書面決議書を同封しまして、ご覧いただきまして、委員会の当日にその決議書を出していただいて、意見聴取というふうにしたいと考えております。

すみません、かなり駆け足の説明となったんですけれども、説明は以上です。

議 長

具体的にちょっと、胸に落ったような落ちないような。例えば、僕がやっぱり4条なり5条なりで農転やりたいということになったら、農業委員会へ行く。そうすると、地域計画の変更が必要だから、所定の手続をやれというアドバイスを受けて、それぞれ意見聴取した後、4条、5条なりの手続に入るという流れになる、4条、5条を特化すれば。

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 お疲れさまです。農政課、川村です。今のご質問に対してお答えさせていただきます。

ちょっと具体的に申し上げますと、今、例えば会長のほうが今井地区で転用をしたいと。それを5月に農業委員会に申請をしたいといったときには、5月の申請の際には、既に地域計画を外しておく必要がある。今説明したとおりなんです、外すにはどうするかということで、逆算していくと、おおむね1か月かかる。

それで、1か月というのは、意見聴取をして、併せて2週間の公告縦覧をしないといけない。意見聴取と公告縦覧では同時でもいいというふうに国で言われているもので、そのために1か月前に農業委員会で見込みを取ってもらった後に、私ども農政課のほうにここを外してくださいという申出をしてもらいます。そのものを農業委員会の締切期間である毎月15日、今の例でいくと、4月15日まで5月分を受け付けて、皆様のほうには議案の発送をさせていただく際に、このところの地域計画を外してほしいという申出が農業委員会事務局、あるいはお家を建てるということになると、都市計画法のほうの見込み、こういうものを取ったという形で書面でお送りします。総会の日までに書面決議で異議あるか、異議ないかという形で出してもら。そうすると、うちのほうで受付期間の7日までに地域計画を外します。

じゃというときに、ほとんど皆さん、今までご審議いただいて分かると思うんですけれども、否決ということもないんです。ないとは思いますが、仮に審議ですので、否決になったらどうするか。農業委員会に5月15日までに申請して、否決、あるいは県のほうも否決の意見をもらって否決したと。いわゆる不許可したといった場合には、当然戻す必要があると。そ

ういった手続になってくると思います。

ですので、通常の今までの転用よりも1か月早く地域計画を外すという手続を踏んでからやってくださいと。ほとんどの方がこれ、行政書士会のほうで頼んでやっているもので、既にそちらのほうには3月中に、大分前ですけれども、ご通知申し上げて、周知はしてあります。そんな形で今後進めていきたいと思っています。

今のところの考え方はそんなところですので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議 長

基本的には、4条、5条もそうですし、法的な流れは、地域計画が入ったために、そのワンステップが入るということだそうです。

もちろん利用者というか、農家の方は地域計画なんてほとんど知らないと思うんだよね。知らないけれども、そういう位置づけなので、代理人をほとんどの人が使うと。その行政書士会の方たちにはその事情は説明してあるということです。

それで、それに対する意見聴取は、先ほども望月さんおっしゃったように、農業委員会と関係団体、JAと我々が意見を付議すると。それは署名でやるということです。

それで、当該農業委員と、今、お二方、JAから来ていただく方の意見をJAの意見としてくっつけて、それを意見聴取ということでやるという流れですよ。

そういうことを農家が我々にいろいろ相談受けても分からない場合には、当然、行政書士なり何なり代理人にはそういうことでつなげてあるということです、そういう形でこれから進んでいくという流れの説明です。

さあ、質問、意見等お伺いします。

河西さん。

河西農業委員

ただいまの説明聞きまして、具体的に農業委員がどういうふうな動きをするかというのをちょっと確認したいんですが、以前よりもさらに1か月前にこの定例総会資料と一緒にこの意見書が送付されて来て、定例総会のとときにそれを持参して、ああいうボックスがあるのかな。そこに書いたものを入れると、そういう手続で理解していいですかね。

議 長

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。

議案の中に、議案というか、今までの4条、5条まで深くした資料は添付しません。いわゆる農業委員さんに見ていただくのは、ここのところを地域計画の観点から、いわゆる先ほど申し上げましたとおり、転用の見込みは、法的見込みはあるという概念の中で、地域計画上、外すことに異議があるかないか。いわゆる変な話ですけれども、法的にやらなきゃいけないんですよ。農業委員さんの意見を聞かなきゃいけない。農業委員さんた

ちの立場からすると、地域計画上、外してもやむを得ないだろう。けれども、1か月後は、またその同じ件に関して審議をすることになる。

なので、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、特設農業委員会事務局とか開発のほうの担当のほうで見込みがあると言っているものに対して、何か特別な地区の事情がない限りは異議なしにしていきたいというお願いです。

どちらにしましても重複した説明になりますが、翌月にはそれを全体審議の中でやっていただくことになりますので、先ほど申し上げたとおり、そこで否決になれば、また元に戻します。ですので、特別な事情がない限りは、異議なしでレ点なりをしていただくような意見聴取の方法になるかと思います、実情的には。そんな概念でお願いできたらと思います。

以上です。

河西農業委員 異議ありというのは、具体的には例えばどういう場合に異議ありというふうなコメントがつくんでしょうか。つけられるんでしょうか。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。

まずもって、ほぼないですけれども、例えば私が想定している中では、農業委員会や開発のほうでは知らないこと、例えばこのところはもう将来的に土地改良事業を入れる予定だったんだと、そういったのとか、もう地区でしか想定ができないことを予定されていて、実はここは地区の中で守っていったって、何かこのところに農業を幅広くやっていく予定があるよとか、そういった観点くらいになるかと思います。

基本的には、先ほどから申し上げているとおり、農地法とか都市計画法の見込みは取っていきますので、異議なしになるのが通常ですが、特別に何か事情があるという場合は、異議ありにしてもらっても構わないですけれども、先ほどのご質問の際にもお答えしましたが、特別な事情とかがなく、いや、ここをやらしてもらっちゃ困るなという自分の考えだけでというのじゃなくて、公の観点から特別な事情、繰り返しますが、特別な事情がない限りは、異議なしにさせていただいて構わないと思います。

以上でございます。

議長 あんまり具体的な想定出てこないだよね。これはまたその場その場のときのその状況に合わせるしか。倉科委員。

倉科農業委員 すみません、先ほど26ページの説明のところで、理解がよくできなくて申し訳ないんですけれども、農振除外の手続と同時並行で進めるという話だったと思うんですけれども、先ほどほかの方でご質問ありましたけれども、異議があるかないかというとき、どうするんだというのがありました。梓川でも実際、農振除外の地区の協議会で、否決といいますか、それは認

められないというふうにした経過が過去にもありましたし、私、協議会長やっているときでもあります。

なので、全くないということはないと思うんですけども、その辺で、先ほど農地転用の観点から、都市計画法上のところもオーケー、農地法上もオーケーというところをやってくるという話だったんですけども、その前に普通は農振除外の案件を審議するものですから、ちょっとそこら辺が、転用の関係、農振除外のところ、それから地域計画を外すというところが同時並行になっちゃうというようなイメージなんですけれども、前後するんですけども、大丈夫ですかねという話です。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでして、農振の場合は、地区審、それと地区審を通った後、農業委員会のご意見頂戴して、本農振かけて、県という動きになっていきますけれども、県で許可にならないということはあまり想定はしてないんですけども、少なからずも地区農振、ここが第一関門ですので、これ後になるんですが、農振の担当者との打合せの中では、本農振が終わってからでも、県の許可を取るまでに時間がかかるもので、本農振で農振の、松本市農業振興協議会ですかね、農振の協議会のほうの結論、白黒がついた時点で、地域計画の除外を図っていければというふうに今のところは考えているそうです。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 すみません。ということは、同時並行じゃないということ。

川村（農政課）課長補佐 ただ、受けるときには同時で、申出ですので、申出を受けるときは、農振の申出と一緒に受理して、それを最終的にどう審議するか、審議のほうにやる、本格的審議に入るのは松本市農振協議会の後くらいになるという形になると思います。

なぜかという、ほとんどの書類が同じ書類でして、やっぱり遅くなっちゃうと、期限というものがあって、例えば3か月以内もの、6か月以内のものってやっちゃうと、本農振後に受けるということになると、最初の農振の申出から相当期間がたってしまうと。そうすると、そもそもの書類がどうなのかというところも観点に置いた中で検討した結果、受けるのは同時で、審議は本農振の審議後というのを想定しております。

倉科農業委員 ちょっと時期的なスケジュール感が曖昧なんですけれども、申出を受けた後、地区審かけるまでもちょっと日数が空いたりするんで、同時並行でやっても、この1か月じゃ収まらないことのほうが多いのかなと思うんですけども、それはそれで、やっていく中で期限は延びてしまえば、それは

それではないということやっていくということになっちゃいますかね。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 おっしゃるとおりだと思います。どちらにしましても、県の審議会にかける前に地域計画から外しておかなきゃいけないというがあるので、これが農振が許可制度だと、そもそも農転の許可制度と一緒に、農振が許可だった場合は、申請前に地域計画をはずさなければいけません、農振というのは申出制度なので、その辺は同時並行で進んでも問題がないということで県のほうとも調整は図ってあります。

議 長 いいですか。

倉科農業委員 はい。

議 長 想定してください、そういうふうに。
多分ね、やってみなきゃ分からない。ワンステップ多くなるので、どっちにしろ時間だけね、代理人にしっかりその辺を言ったって、当事者も理解してもらえばいいということなので、万遺漏なきよう。
それで、JAの関係ね。そういうことで、お二方、全権委任で、はい。

古畑農業委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、JA松本ハイランドからですけれども、主体は農業委員会になるかと思えますけれども、ハイランドは2市5村から成っているわけです。全部把握しろと言われても、ちょっと広いわけですから、松本市だけという形になろうかと思えますけれども、その中でも、行ったことないような土地の関係の意見聴取という形ではあるんですが、農業委員会の主体で皆さん集まっているところなんで、その意見聴取については、各地区の農業委員さんの意見に沿っていきたいと思えますけれども、立場的には私どもはどうすれば、そんな一理事が決定権というか、意見聴取に意見が通せるのかという気はしますが、どんなものでしょうか。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 今のご意見ごもっともでして、実はハイランド農協さん、あづみ農協さん双方の上のほうとも打合せさせていただく中で、あくまでも転用の関係の意見聴取、今回説明させていただいているのは転用の関係の意見聴取ですので、そもそも今回も各19地区の地域計画策定についてという意見聴取は、それぞれの本所のほうとさせていただいているところです。

ただ、ハイランドさんもあづみ農協さんのほうも、転用に関わることで、できれば選出の農業委員さんに、今回のこういうことだけは、転用

に關することだけはやってもらいたいというご意見を頂戴していますので、今回そのような案にさせていただいたところでございます。

古畑農業委員 はい、分かりました。

議 長 国はやれということをやっただけで、システムは我々というか、行政とてつくればいいので、それで今、倉科委員も言ったように、齟齬とかいろいろ、こういう出てくることも想定できるんだよ。それなので、これでやりながら、もちろんまた川村補佐のポジションでアンケートし直すので、それもね、そっちのほうの方が大事だと思うんだ。思うけれども、システムのには、今、農政課が話したような流れで行くということで提案されましたので、ほかに何かありますか。

〔質問、意見なし〕

議 長 よろしいですかね。
 なければ、本件についてはただいまのとおりまた承知おきをお願いしたいと思います。
 続いてお願いします。

川村（農政課）課長補佐 それでは、私のほうから次の資料２８ページ、報告事項、行政改革に伴う農業委員会事務局移管業務についてのほうの説明をさせていただきます。

 着座にて失礼いたします。

 まず、基本的なこと、前から何回も触れているんですが、現在農政課でやっている土地の貸借業務、これを農業委員会事務局へ事務移管するものです。

 ご承知のとおり、今まではほぼ相対契約と中間管理事業と、昔の名残である集荷円滑化と言って、農協さんを介した３者契約、それと農地法３条というものが貸借契約の手法だったところですが、既に農協さんを介した集荷円滑化というものは法的にはなくなって、新たな契約は結べない。また、この４月１日からは、相対契約の利用権というものもできなくなります。

 ただし、これ、貸借は権利ですので、集荷円滑化、農協さんを介したもののについたり、相対契約についても、まだ期間が残っているものは権利として残っていると。

 そういった中で、その２つに関しましては、イメージ的には車の免許の更新をイメージしていただければいいんですけども、そろそろ期限が切れますよという、そういったアナウンスを、ご通知をしていくという業務が移管されます。

 それと、４月から主体的になっていく中間管理事業、中間管理機構を間に挟んだ３者契約、この事業が事務として農業委員会の事務局のほうに移管されるという形となります。

資料の中でいろいろちょっと、（２）のイのところにも会計年度職員云々、職員体制も書いてあるんですが、移管されることに伴いまして、当然マンパワーというものが必要になりますので、現行、農政課のほうで土地の貸借業務を携わっている正規職員２名、会計年度職員、昔で言う嘱託職員と言っていたんですけれども、３名、合計５名全員が農業委員会事務局のほうに移るという形になるということです。

ですので、また農業委員会のほうからその他で何かあるかもしれないんですが、農業委員会の事務室のところも、大分配置替えで、広く使えるような形でレイアウト替えを行う予定でございます。

それに伴いまして、２８ページの２番、今までやっぱり集積、担い手への集積ということを目標に掲げていろいろやってきているんですが、市や国の事業がございます。

まず、市の事業なんですが、（１）土地利用型経営規模拡大奨励金ということで、新たな貸借に対しまして、１０アール当たり６，０００円のを認定農業者に対して出していくと、こういった事業が市の単独事業であります。７年度当初予算額でおおよそ４００万円を切る額が計上されております。

また、２９ページに移りますが、機構集積協力金という国の補助事業でありまして、これはウのところ、交付単価というところに区分１、２、３、４、５とあるんですけれども、これ、ランクアップ方式のものでして、例えば中間管理機構へ地区の全体の４０％から５０％までの集積ができた段階で、例えば今井地区でできれば、その１の交付金をもらえる。さらに、数年たって５０％から７０％に達したら、また２の区分の交付単価がもらえるという地区ごとのステップアップしていく補助金です。ほとんどが地区の再生協に入って、そこで地区のほうとして活用していくという事業になりますけれども、こちらの事業につきましても、農業委員会のほうに移管されるという形となります。

この集積につきましては、先ほどからちょっと議題に出ています地域計画、こういったものでマッチングができていくと、こういったものの実績もどんどん伸びていくのではないかなということがありますので、特に農業委員の皆様におかれましては、地域計画の中でもまたご協力を願っているところなんですけれども、こういった補助金も事務局のほうに行って、さらなるこういうものも活用する中で、地域の集積・集約化を図っていければというふうに考えている次第でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの件について、何か皆さんのほうでご質問、ご提言等ありましたら、お伺いします。

[質問、意見なし]

議 長

仕事も増えるし、人も増えるで、頑張れというシグナルかな。
よろしいですかね。

ただいまの件については、ご承知おきを願います。

農業委員会事務局の人的配置、その他については、また後程局長のほうから話がありますので、またお聞きください。

続きまして、前段でもお話がありましたけれども、報告事項のエ、今日、市民タイムスで出ておりましたけれども、松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の活動実績についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

上條係長。

上條（農政課）係長 農政課の上條と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、今ありました松本市農業の課題解決プラットフォーム「活かす農まつもと」の活動実績について報告をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

総会資料の30ページをご覧ください。

当該事業につきましては、多様化する農業の課題の解決の効果的かつ具体的に解決するため、令和4年の10月に農業委員会からの意見書、提言をいただきまして設置をした機関となります。

概略説明させていただきたいと思います。

2番目のプラットフォームの構成でございますが、事業を総括するコア会議と課題解決に向けて具体的な取組を進める課題別検討部会の2段階の構成になっておりまして、構成員及び活動概要は記載のとおりとなります。

3番目の経過でございますが、令和4年の10月に提言を農業委員会のほうからいただきまして、その後、令和5年の11月に第1回目のコア会議を開催いたしました。その中でプラットフォームの設置をされたということになります。

それから、令和5年12月、第2回コア会議の中で解決が必要な課題の整理をした。

それから、第3回のコア会議として、令和6年の2月、この中で2つの課題解決検討部会というものの設置を決定いたしました。

それから、直近になりまして、令和7年、この2月に第4回のコア会議というものを開催しまして、その中で各部会からの進捗状況等の報告をして、フィードバックを受けたという内容であります。

それから、4番目の課題解決検討部会でございますが、まず検討部会①として、部会名称は農業と観光に関する検討部会、活動内容は、農業人口の維持拡大と地域の活性化に向けて、松本市今井地区（信州まつもと空港周辺）での農業体験の商品化を推進していこう。産地の魅力を発信していきたいということになります。

それから、2つ目の部会として、部会②でございますが、部会名称は中山間地の農地活用に関する検討部会ということで、活動内容は、中山間地域の農地を持続的かつ有効に活用するための方策として、学校給食への地域

農産物の利用拡大に向けた取組を進めていくということで、2つの部会を設けて活動してきたという内容であります。

各部会の活動実績、それから進捗状況につきましては、次ページの31ページ、32ページとなりますが、この関係、後ほど各部会長さんの横山委員さんと梶原委員さんのほうからご説明を若干お願いしたいというふうに存じております。

私のほうからは、続いて5番目の今後の進め方について併せて説明をさせていただきます。

今後の進め方でございますが、コア会議につきましては、既存の検討部会の進捗状況、進捗に合わせまして、少なくとも年1回を開催の定期開催をしていく。

新たな検討部会、検討課題について、関係機関、これは農業委員会なんかも含めまして、関係機関、JAなんかも含めてなんですけれども、そこから意見を聴取させていただいて、その結果を踏まえて、コア会議で新たな課題について検討していく、協議をしていくということになります。

(2)の課題別検討部会の今後の進め方につきましては、必ずしも設置期間は定めずに、方向性が定まるなどの絞り込みに伴いまして、関係機関、関係者が実際の運営主体となるように、今現在は農政課で事務局を務めておりますが、運営主体をそういった地元の関係者に移行を進めていくということになります。

最後に、コア会議で新たな課題抽出がございましたら、それに合わせて新たな部会を発足していくという流れになります。

なお、会長のほうから冒頭ございましたが、昨日になりますけれども、3月26日に臥雲市長にその関係で報告をいたしまして、市長からは、事業が順調に進んでいるんだということで、高く評価をしているという言葉がありました。この辺は、地元の新聞紙の記事のとおりでございますが、市長のほうからも感謝が述べられまして、引き続き事業の前進への期待が示されたことを報告させていただきます。

農業委員会の皆様には、当該事業につきましても、今後も継続していく事業となりますので、引き続きご指導、またご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私の報告は以上になりますが、引き続き部会長さんのほうから進捗概略、31ページ、32ページになりますが、お願いしたいと存じます。

議 長 そういうことで、座長、一言言ってから、梶原さん、横山さん。

柳澤農業委員 私が特別言うこともないんですけれども、時間の関係もありますので、それぞれ部会長にここにまとめてある内容のエッセンスを短時間で報告していただければ結構かと思えます。

議 長 梶原さん、思うところを。

梶原推進委員 私からでいいんですか。

議 長 はい。

梶原推進委員 私、部会②、中山間地の農地活用に関する検討部会のほうを担当させていただいています。

四賀地区も含めて、中山間地の課題といえば、まず第一に獣害被害プラス耕作放棄地、それに伴うその2つを併せた悪循環のサイクルというのがあると思うんですけれども、その協議を進めた結果、農作物の販売先が確保できれば、耕作意欲の喚起及び耕作放棄地解消につながるのではないかとという方向性が定まりましたので、また、折しも農水省も有機給食を広げる動きを後押ししているので、第1弾の活動として、四賀学校給食を販売先として、地元の環境に優しい農作物の利用拡大を目指すということを第1弾の活動内容として決めました。

関係者、生産者さんや学校給食課、その他もろもろの方と協議を進めた結果、四賀給食が小規模だということもありまして、取りあえずは地区の小規模の農家を生産者として、話合いを進めるということになりました。

進めた結果、今年度で決まったこととしては、受注側の窓口を一本化する。発注者側である栄養士の先生の負担に配慮して、生産者をグループ化し、窓口を一本化することによって、その受注・発注のシステム化を図るというものです。

もう一つ決めたこととしては、松本地域産の食材使用率の目標値を決定しましたので、今、42%ぐらいあるものを、令和10年には50%まで引き上げたいという目標を設定しました。

③としては、このまま順調に行けば、四賀学校給食センターだけではさばき切れないような農産物も出てくるかと思いますので、そのときには大規模給食センターさんにも出荷ができるという可能性が見えてきましたので、その具体的な仕組みづくりというのをこれから検討していくことも決まりました。

私からは以上です。

議 長 ありがとうございます。
横山さん、お願いします。

横山推進委員 よろしくをお願いします。

前々回の会議の中で、試験的ツアー、昨年度の10月30日に実施したところまではご報告したと思います。その後です。その商品を宣伝広告とかお金のやり取り云々というのは、やはり我々農家のグループではちょっと心もとないということもありまして、松本市の観光コンベンション協会に依頼しまして、快諾をいただきました。宣伝等々もそちらのほうでやっていただくということで決まりました。

その中で、令和7年度というようなところで、テーマとしましては、「準

備とチャレンジ」というテーマで行っていきたいと思います。

内容ですけれども、まず昨年度、ざっくりとした事業計画は持ち合わせたわけですけれども、今年度さらに練り直した事業計画パート2ということで、それを作成したいと思います。

その後、5月と7月にもう2回、試験的ツアーの開催をし、さらなるお客さんと呼べるような状態に磨きをかけるということになります。

それで、9月より、収穫物が豊富ですので、農業体験ツアーのオープンとしては最適というところで、9月より5回を予定していますけれども、実施をしていききたいと思います。

それに伴いまして、メンバー、松本農未来projectという会でメンバーがいるんですけれども、いろいろとお話を聞く中で、まず何よりもトイレの設置は必要。あと、お昼御飯とか食事等々、農産物の加工品の提供というようなことも視野に入れていますので、できればキッチンカーが欲しいということになりました。

それにつきましては、元気づくり支援金を活用した中で、今、県に申請を行っております。恐らく大丈夫だというふうに思っているんですけれども、そちらのほうを活用していくということになります。

あと、資金面の不安もございますので、今年はふるさと納税の返礼品の事業というものも農未来のほうで拡大をして、目標300万円くらいの売上げという部分を目標に設定をして行っていきます。

あと、最後になりますけれども、昨日、市長との懇談会の中で、さらなる行政の支援をお願いしたことと、できればツアーに市長さんも参加していただきたいと提案をしておきました。

以上になります。

柳澤農業委員 ちょっといいですか。追加で。

議 長 はい。

柳澤農業委員 昨日市長に報告したときには、私を知る限り、殊のほかやっぱり乗り気というかで、今の観光農業、観光と農業で観光農業ですね。それから、農業と学校給食、あるいはそれがまた保育園とか、あるいは養護施設などのところに広がっていくかもしれないんですけれども、要するに農業がそういうほかの産業と一体化して、言ってみれば、市長に言わせると、ようやく今、新しい産業振興部でしたっけ。それとの関わりが出てくるような動きになってきたんで、これから先の発展を大いに期待したいというふうなことをおっしゃっていました。

議 長 お疲れさまです。

我々、意見書を始めて、最初は未来を担う補助事業もだし、収入保険の補助もそうだし、今回のプラットフォームもそうだし、やはりこういうなかなか果実になってきているということは本当にいいことだが、ただ現場は

大変だよね。それは重々お察ししますので、どうぞ嫌にならないように頑張ってください。

この件について何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 基本的には、成熟したら、横展開なり縦展開していかなきゃいけないと思うがね。それは時期尚早かどうかは分からないが、またそれぞれ判断の中でまたお願いしたいと思います。

よろしいですかね。

検討を期待するということで、我々できることはやります。

よろしいですかね。

お疲れさまでした。

続きまして、報告事項のオ、令和6年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

藤井主事。

藤井（農政課）主事 農政課の藤井と申します。

令和6年度第4回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料33から35ページをご覧ください。

それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者制度の内容は資料の2番のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人8件、法人1件の計9件、再認定が個人22件、法人3件、共同1件の計26件、変更が個人1件、法人2件の計3件となります。

以上38件について、全件承認されたことをご報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまの農政課からの藤井さんの説明、何か質問、意見等ある方はお出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

続きまして、報告事項の力、令和6年度家族経営協定締結状況についてを議題といたします。

藤井さん、説明をお願いします。

藤井（農政課）主事 それでは、続きまして資料36ページから38ページをご覧ください。

令和6年度家族経営協定締結状況についてご報告いたします。

初めに、家族経営協定の概要についてご説明させていただきます。

37ページの別冊資料、家族経営協定についてをご覧ください。

家族経営協定とは、農業経営の方針、家族一人一人の役割、就業条件、就業環境等を家族全員で話し合い、農業と生活のルールとして書面に表すものです。協定を締結すると、家族単位で認定農業者になることができますし、あるいは条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金の保険料の補助を受けることができます。

続いて、締結までの流れについてですが、下書きシートを作成し、農政課へ提出していただきます。提出されたシートを基に農政課で協定案を作成いたします。その後、協定者、松本市、県の3社で協定案を基に面談を行い、内容を精査し、正式な協定書を作成します。完成した協定書の内容を最終確認し、第三者で調印を行い、協定締結となります。

続いて、地区別の締結者数ですが、38ページの別紙1、松本市家族経営協定締結者数に記載のとおりですので、ご確認ください。

また、年間の締結目標は5組となっており、目標の達成には農業委員の皆様のご協力が不可欠です。引き続き家族経営協定締結の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、現在、家族経営協定の締結については、随時受付を行っているところです。今後地区内で締結希望者がいらっしゃいましたら、農政課までご連絡ください。

引き続きまして、令和6年度家族経営協定締結者状況についてご報告いたします。

資料、戻りまして36ページをご覧ください。

新規締結者1組、再締結者4組の計5組となります。

先ほども申し上げましたとおり、協定締結の推進には農業委員の皆様のご協力が必要です。今後とも地区の皆様への積極的な推進をお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

 家族協定の推進に向け、委員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

 続きまして、報告事項のキ、令和6年度第4回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

 農政課から説明をお願いいたします。

 小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

 私からは、令和6年度第4回青年等就農計画の審査結果について報告させていただきます。

 着座にて失礼いたします。

 資料39ページをご確認ください。

 本年度第4回青年等就農計画の申請、2名おりまして、2名とも適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

 2の制度の概要につきましては、詳細割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、45歳未満の青年につきまして、農業経営開始からおおむね5年後に所得が250万円程度実現可能であるということが求められるものです。

 最後に、認定者2名につきましては、下の表のとおりですけれども、お1人目が新村地区、〇〇さんです。お父さん、兼業農家されているんですけれども、親の経営とは別で、新たな部門を開始します。施設花卉とありますが、主にハウスでアルストロメリアを栽培する予定です。

 2番目、お2人目、波田地区、〇〇さんです。この方は新たに農業経営を開始します。既に1年ご自身でやられて、1年分の確定申告書に基づいて認定をさせていただきました。品目としてはニンニクとスイカになります。

 日頃より農業委員の皆様には新規就農者の支援事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。今回の2名を含めまして、引き続き認定新規就農者のサポートをお願いいたします。

 私からは以上です。

議長 ありがとうございました。

 この件につきまして皆様のほうから質問、ご意見等ありましたら、お出しを願います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

 続きまして、報告事項のケ、令和6年度農業者年金加入推進結果について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

丸山さん。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

令和6年度農業者年金加入推進結果についてご報告させていただきます。

42ページをご覧ください。

若い農業者の方及び女性農業者に重点を置いた加入推進強化運動の一環として、昨年11月から本年2月までの強化月間に行った活動結果及び本年度の加入推進結果についてご報告いたします。

2番の表をご覧ください。

令和6年度の目標は、新規加入者9名、そのうち20歳から39歳の若年層が5名、女性が4名でございました。対しまして、令和6年度の実績は、新規加入者7名、そのうち20歳から39歳の方が5名、女性が2名でございます。20歳から39歳の若年層加入者につきましては、目標達成となりました。

括弧内の数字は、11月から2月までの強化月間中の加入数となっております。

加入活動推進報償費につきましては、加入推進活動記録簿提出者に3月の手当と合わせて報償費も支出済みですので、申し添えます。

大変お忙しい中、農業者年金加入推進にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

何か質問、ご意見等ある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

何で我々がやるかというところは、言わずもがなですが、事務関係は全部公的の関係の方がやっていますし、それだけ経費が安く済んでいるということと、税金とか、女性とか、子供とか、いいです。ただ、入る、入らないはそれぞれですが、広報だけでもしていただきたいと思います。ありがとうございました。

ただいまの説明のとおりですので、承知おきをお願いします。

続きまして、議案第359号 令和7年度最適化活動の目標の設定を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

草田係長。

草田係長

よろしくお願いいたします。

本日追加資料として配付しました令和7年度最適化活動の目標の設定等についてです。左側にホチキス留めしてあるものです。

令和7年度の最適化活動の目標設定等の案を作成しましたので、ご説明します。

3番の留意事項ですが、今回配付した目標案につきましては、長野県農業会議の確認を受けたものになっていますが、今後、指導により軽微な修正等を行う場合がありますので、ご承知願います。

4番の今後の予定ですが、地区別の目標ですが、現在、県等に確認している事項があるため、来月の総会でご報告する予定です。

別紙様式1については、4月末までに県に報告し、全国農業会議所のホームページで公表します。また、市や中間管理機構といった関係機関にも通知をする予定です。

令和6年度の実績確認及び点検・評価は、5月の総会で行う予定ですので、お願いいたします。

それでは、ページをめくっていただきまして、別紙様式1、令和7年度最適化活動の目標設定等をご覧ください。

まず最初のページですが、農業委員会の状況となっております。

令和7年4月1日現在の農業委員会の体制、松本市の農家、農地等の概要となっております。

最適化活動の目標についてです。

次のページをご覧ください。

農地の集積の現状です。松本市の農地面積、これまでの集積面積の欄に令和6年度末時点の集積面積と集積率が記載されています。昨年度の集積面積は4,103ヘクタールで、集積率は57.5%でしたので、1.1%増となっております。

続いて、目標についてです。

先月の総会で基本構想の目標の定期見直しがありました。農地集積の目標年度の令和10年度から15年度に変更となっております。こちらの目標年度も15年度に変更しています。

集積率については、60%のまま継続となっております。

続いて、遊休農地の解消についてです。

現状の欄に令和6年度の利用状況調査の結果を記載しています。昨年度の1号遊休農地面積は104ヘクタール、うち緑区分は42ヘクタール、黄色区分は62ヘクタールでしたので、全体として3ヘクタール減となっております。

目標についてです。

既存遊休農地の解消は、令和3年度の利用状況調査における遊休農地を5年間かけて解消するものですので、昨年と同じ数字を記載しています。

新規発生遊休農地の解消ですが、6年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の面積が記載されています。

次に、新規参入の促進についてです。

現状の欄には、最近3年間の新規参入した経営体数と経営面積が記載され

ています。目標については、過去３年間の権利移動面積の平均の１割を設定しています。

続いて、最適化活動の活動目標ですが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。月当たり１０日を目標でお願いしたいと思います。

活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標は記載のとおりになっています。

２ページには、これまで説明した各項目の設定した内容がまとめられていますので、またご確認いただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、この件について質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

前回もそうですが、無理のない数字で張り合いのある数字という矛盾な数字をつくってもらって、これをまたそれぞれの地域の皆さんにまた割り振りますので、この辺、また了解をしていただきたいと思います。

それを踏まえまして、全ての委員の皆さんから集約いたします。

この案件について、推進委員の皆様も含めましてお伺いしますが、議案第３５９号について、原案どおり決定することに賛成の全ての委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、報告事項のコ、農業施策に関する意見書作成の中間報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

それでは、４３ページをお願いします。

農業施策に関する意見書作成の中間報告についてご説明します。

まず、今年度の農業振興委員会において協議を進めてきた農業施策に関する意見書の作成状況について報告をするものです。

これまでの経過ですが、初めにこれまでの協議内容についてです。

第１回農業振興委員会（４月）では、若い世代の地域農業への関心低下、非農家所有農地の地域への取り込み方法、水路の改修といった課題が挙げられました。

7月には、改選前の委員さんから農業振興課題の提案があり、小規模新規就農者支援、地域計画の実行体制、獣害対策、担い手不足、不耕作地の増加防止、農林業まつりの再開などの課題が示されました。

第3回農業振興委員会（11月）では、これらの課題を整理し、次の6つのテーマに分類しました。小規模新規就農者支援、獣害対策、地域計画の実行体制、担い手不足、不耕作地対策、販売促進の強化、水資源の安定確保となっています。

続いて、第4回農業振興委員会（2月28日）では、これらを基に協議を進め、次の2つのテーマが挙げられました。地域における「子どもの農業とのかかわり」の確保、これは県外視察研修を通じて、農業人材育成の重要性を認識したことを契機に挙げられたものです。

次に、中山間地域における獣害対策。防護柵の老朽化や松枯れ倒木による破損で維持管理が困難になっていること、鹿の捕獲後の処理方法などが課題として挙がっています。

今後の予定ですが、今後は2月に挙げられた2つのテーマを中心に協議を進めていく予定です。

その上で、7月と8月の定例総会において意見書案を協議し、8月の定例総会で意見書を決定する予定です。

その後、10月3日に意見書を提出し、11月7日に市長との懇談会を実施する予定です。

以上が農業施策に関する意見書作成の中間報告となります。

最後に、柳澤委員長から補足説明をお願いしたいと思います。

柳澤農業振興委員長 これらの経過は今説明のあったとおりなんですが、今日この後、時間的にもあんまりないんですけれども、農業振興委員会を開催して、もう少し、全部数えるとテーマは8つくらいあるんで、こんなにいろいろ提案し切れないんで、先ほど後のほうでありました「子どもの農業とのかかわり」、これは横浜の根っこ塾でしたっけ。あそこに行って、本当に小学生から中学生くらいの若い子供たちを対象に、いかに農業が大変だけれども楽しい事業というか、仕事であるかというふうなことをやはり考えていく。

今、横山さんが観光と農業とつなげていた。どちらかというと、成人というか、大人の人たちを、この松本の農業を発信することによって、要はそれも行く行くはやはり農業に就農する人たちを獲得していくというもう一つの側面もあるんですけれども、もうちょっと10年、20年後を見たときに、やはり子供たちをどういうふうに農業というなりわいの中に取り込んでいくか。

今、たまたまあれじゃないですか。まつチャレって言ってましたっけ。いわゆる学校でやっていたクラブ活動、それは運動部であれ、文化部であれ、それを再来年度あたりから地域に開放していくと。つまり、学校単位でやるということではなくて、地域の中でいい、そういう動きがあるので、そういうことの中にスポーツ、それから文化活動、さらに農業というふうなものを取り込んでやっていったら面白いんじゃないかというふうなことで、

こういうことが1つ出てきます。

それから、中山間地域における獣害対策ですけれども、これは以前からの懸案事項で、実際には、もう既に10年、あるいはそれ以前に造った防護柵の維持管理が非常に難しくなっているという状況の中で、これをどうしていくかということで、これ、鹿とかハクビシンだけではなくて、いわゆる防護柵で、西のほうに行くと、カラスであるとか、猿であるとか、そういうものがより大きな農業被害を実際には起こしているんですね。こういうことも含めて、有害鳥獣害をどういうふうに、農業に対する被害を防いでいくかというようなことを、これ、もっとやはり松本市全体としてしっかり考えていくべき時期に来ているんじゃないかなと思います。

たしか西のほうはあれですよ。被害でも、スイカだとか果樹を中心に1億円近い損害が出ているんですよ、要するに鳥獣害による。ですから、こういったところにももうちょっときちんと手を打っていく、そういう時期に来ているんじゃないかなというように気が私は個人的にはしておりますので、この辺を中心に、農業振興委員会の中でまたいろいろ皆さんのご意見をいただきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長 ご苦労さまです。

今後の予定の中で、あれですかね。太枠が決まったところで、全ての委員の皆さんの意見を頂戴する機会も当然出てくるということですね。

柳澤農業振興委員長 そうです。一応9月の定例総会で意見書の案を出して、そしてここにいらっしゃる皆さんの意見をお聞きした上で、10月3日に意見書を正式に提出していくというふうなスケジュール感で考えていきたいと思っています。

議長 そういうスケジュールのようですので、また全ての委員の皆さん、またペーパーなり何なりまたお配りした中で、太枠決まったところで、この松本市農業委員会の意見書という形づくりをしていきたいと思いますので、またそれぞれまたお考えをお聞かせ願えればと思いますので、ご承知おきを願います。

この件について何か皆さんのほうで意見、希望ありましたら、お出しを願いたいと思いますが。

[質問、意見なし]

議長 そんなタイムスケジュール感でよろしくお願ひしたいと思います。

また、振興委員会、大変ですが、またよろしく、皆さんの総意としての意見書に作り上げていきたいと思います。よろしくお願ひします。

なければ、本件はご承知おき願ひたいと思います。

次に、報告事項のサ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題とい

たします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

それでは、44ページをお願いします。

主要会務報告です。

3月5日、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都で開催され、二村委員に出席をしていただきました。

3月11日、農業活性化シンポジウムが開催されました。多くの方に参加をしていただきました。情報・研修委員会の皆様、お疲れさまでした。

3月13日、長野県農業委員会女性協議会松本支部研修会に二村委員、山田委員、梶原推進委員に出席をしていただきました。

18日、長野県中信平右岸土地改良区60周年記念式典及び祝賀会に会長に出席をしていただきました。

19日、松塩筑安曇農業委員会協議会正副会長会議に会長に出席をしていただきました。

21日、農地転用現地調査に塩原俊昭委員と松尾委員に対応していただきました。

26日、長野県農業会議第10回臨時総会に会長に出席をしていただきました。

本日ですが、この後、農業振興委員会が開催されますので、所属委員の方は出席をお願いいたします。

45ページ、当面の予定です。

市の辞令の関係ですが、3月31日から4月1日まで会長に出席をしていただきます。

16日、松塩筑安曇農業委員会協議会定期総会がありますので、協議会代議員の方は出席をお願いいたします。

23日、農地転用現地調査は濱委員と齋藤委員です。よろしくお願いします。

4月30日、総会の前に情報・研修委員会、農業振興委員会が1時半から開催されます。その後、3時から4月の定例総会、総会終了後に懇親会が予定されています。よろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

この案件についてご発言のある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

先日行われました農業活性化シンポジウムに当たり、河西委員長から一言いただきます。

河西情報・研修委員長 情報・研修委員会の河西です。

さきの田中会長のご挨拶でも触れられておりましたが、非常に多数の方にご参加いただきまして、農業活性化シンポジウム、大盛況と言っている状況でした。それもひとえにここにいらっしゃる委員さん、農業委員さん、推進委員さんのご出席いただいたことと、あと先月お願いしたとおり、多数の人を連れてきていただいたということに尽きると思っております。本当に感謝しております。情報・研修委員会を代表してお礼申し上げます。ありがとうございました。

報告は以上になります。

議長 お疲れさまでした。

草田係長 農業農村支援センターの方、本日見えませんので、資料だけ配付をさせていただきます。またご確認をいただきたいと思います。

続いて、連絡事項も引き続きさせていただきます。

本日、その前に議案と一緒に同封をさせていただきました活動記録簿の入力についてです。

10月から2月の分につきましては、3月25日の午後4時ということです。3月活動月については、4月1日の午後4時までに活動記録の入力をお願いいたします。

それと、活動距離記録簿についてです。こちらは、今日提出できないという場合には、4月3日必着でよろしくようお願いいたします。

草田係長 本日配付しましたが、活動記録簿の記入の手引とラミネートした分類例というものがあります。現在、タブレットで入力をしていただいていますので、この書き方の例については参考にはならないと思いますが、ここに記載されている例といいますかね。こういった事例をどこの分類に記載していけばいいのかというところは参考になると思います。

また、このラミネートしてある分類例につきましても、ラミネートしてありますので、見やすいところに置いておいていただいて、さっと見ていただいて、タブレットに入力をしていただくというように活用していただきたいと思います。

それと、本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけると助かります。

該当地区の委員さんに事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料化処理をしてお帰りください。以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他、全体を通じまして皆さんのほうからご意見等ありましたら、願います。

活動記録簿だが、我々誇りを持ってやっていて、数字が目的ではないので、書きたくないのは分かるが、目に見える活動をするというのがありましたので、お上の言うことは守って、１０日以上ぜひ書いてもらって、事務局のほうへ着くようにしてください。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 18番

議事録署名人 19番
